

確定申告 × マイナポータル

自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費 (注4)



令和3年分確定申告から
さらに広がる自動入力！

注1 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。
国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。

注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の
医療費通知情報（保険診療分）が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得
可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通した医療費通知情報（保険
診療分）が取得可能となる予定です。）。

マイナポータル連携
特設ページはこちら



今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

STEP 1

マイナンバーカードの取得

マイナンバーカード
の取得申請はこちら



メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで
各種証明書が
取得できる

本人確認書類
になる！

健康保険証と
一体化予定
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と
一体化予定
【令和6年度末】

STEP 2

マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの
開設はこちら



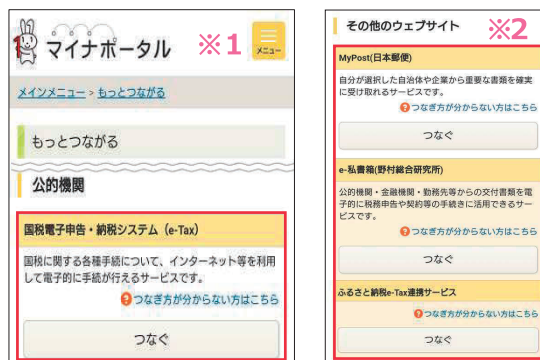
STEP 3

マイナポータルの 「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューから
マイナポータルとe-Tax (※1) 及び
民間送達サービス(※2)をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



STEP 4

証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ（連携）設定

- ① 証明書等の発行元（例：ふるさと納税のポータル事業者等）
がマイナポータル連携に対応していることと、
どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手
続を行います。
手順方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れ
で行えます（発行元が対応している場合）。
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な
証明書等発行元一覧はこちら



STEP 5

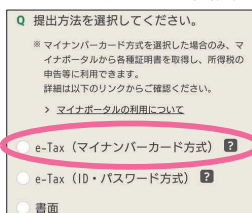
確定申告書等を作成

確定申告

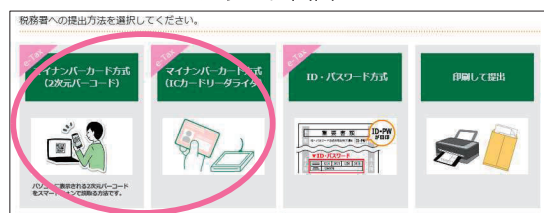


確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面



- ・各種設定には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）が必要です。
- ・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。